

病院内保育所を設置する際の支援策について

～病院に勤める方のお子さんを預かる保育施設の設置、運営などの費用を助成します～



令和元年6月
厚生労働省子ども家庭局 医政局
内閣府子ども・子育て本部

1 病院の従業員等のための保育所に対する支援について

- 院内保育所については、
 - ①子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業（市町村認可事業）に対する給付
 - ②病院内保育所に対する都道府県による補助金
 - ③企業主導型保育事業に対する国による助成金の3つの補助のうち、いずれかを選択することが可能です。

2 運営に係る給付・補助について

- 1 ①による支援を受ける場合、地域型保育給付を受けることが可能です。 ⇒ P 3～
1 ②による支援を受ける場合、地域医療介護総合確保基金による補助が可能です。 ⇒ P 8～
※具体的な補助基準額は、都道府県ごとに異なります。
- 1 ③による支援を受ける場合、仕事・子育て両立支援事業による補助が可能です。 ⇒ P 12～

3 施設整備補助等について

- 1 ①による支援を受ける場合、施設整備補助相当の減価償却費を受けることが可能です。 ⇒ P 3～
1 ②による支援を受ける場合、地域医療介護総合確保基金による補助を受けることが可能です。
※具体的な補助基準額は、都道府県ごとに異なります。 ⇒ P 8～
1 ③による支援を受ける場合、仕事・子育て両立支援事業による補助を受けることが可能です。 ⇒ P 12～

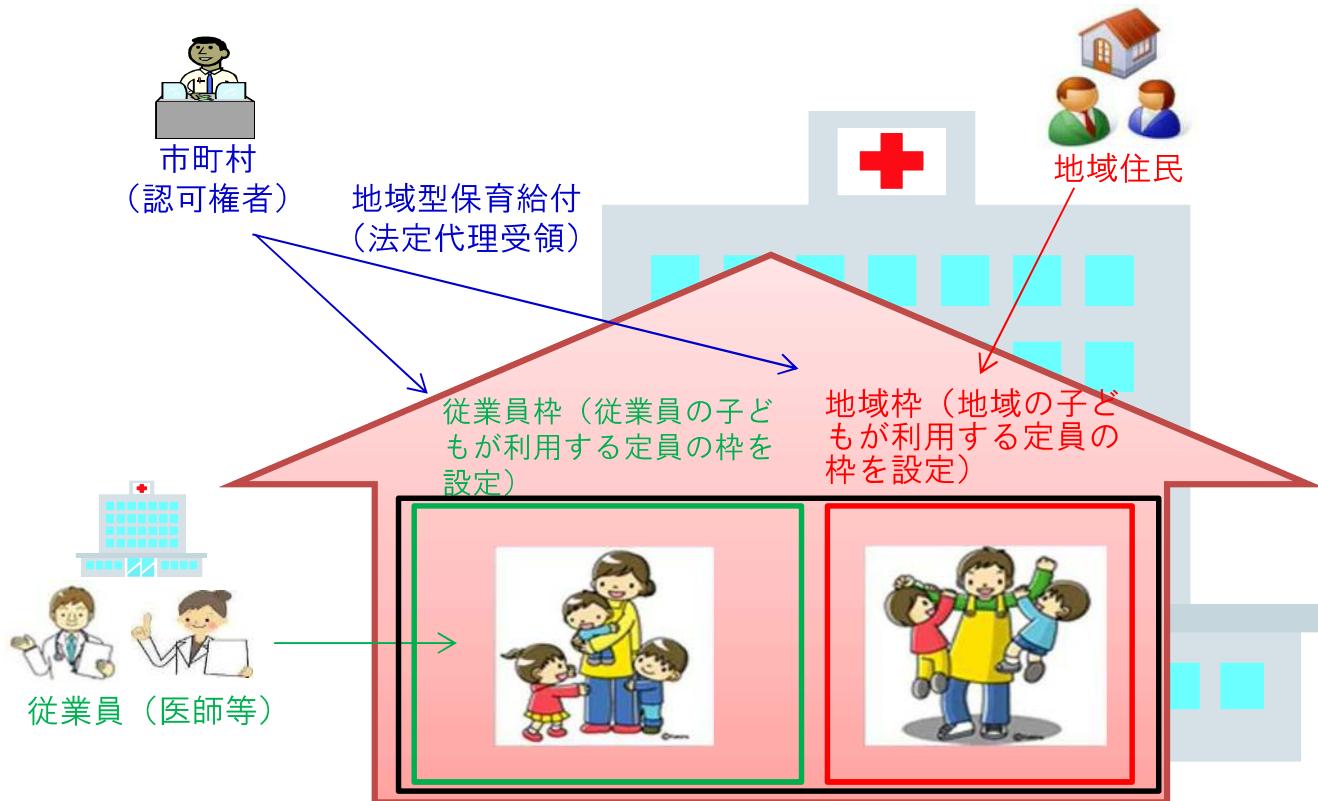
病院内における保育所に対する支援策

施設類型	①事業所内保育事業 (新制度の給付対象)	②病院内保育所（地域医療介護総合確保基金による補助） ※以下は参考であり、都道府県の実情に応じて要件は設定される	③企業主導型保育事業 (仕事・子育て両立支援事業による助成)
定員・利用児童	<ul style="list-style-type: none"> ・定員の下限はなし（定員数に応じ、地域枠の設定が必要） ・利用児童は、地域枠を除き、事業主が決定（地域枠分は市町村が決定） ・原則として、3歳未満児が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員の下限はなし ・利用児童は事業主が決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員 6人以上 ・利用児童は事業主が決定
職員、設備等の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく基準を満たすことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育児童数に応じた保育時間（8時間又は10時間）及び保育士等数（2～10人以上）を設定 ・児童福祉法に基づく基準を尊重 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型保育事業費補助金実施要綱及び企業主導型保育事業助成要領等の基準を満たすことが必要
その他の主要な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の策定・掲示、評価の実施、情報公表等の運営基準を満たすことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、子ども・子育て拠出金を負担している事業主が対象
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村による認可事業として医療機関が実施することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関（運営費補助については自治体立、公的団体立除く、施設整備費補助については自治体立除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て拠出金を負担する医療機関として実施することが可能
運営に係る給付・補助	<ul style="list-style-type: none"> ・公定価格による ・公費負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 2/3（公費） ※補助基準単価：保育士1人当たり月額180,800円 ※24時間保育等を実施する場合の加算あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成要領による ※東京都特別区の20人定員（乳児5人、1歳児5人、2歳児5人、3歳児5人）で11時間開所、保育士比率100%のモデルケースの場合 基本額 約3,300万円（年額） 各種加算 延長保育、病児保育、夜間保育などの実施に応じて加算 ※上記の額には事業主が直接徴収する利用者負担額が含まれない
施設整備補助等	<ul style="list-style-type: none"> ・公定価格で施設整備補助相当の減価償却費分を加算 ※都道府県労働局による施設整備補助を受けた事業所内保育事業所が、新制度の給付（減価償却費加算を除く）を受けることは可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助額 補助基準額×0.33 ※補助基準額 　定員数×5m²×基準単価 ※定員数は30人を限度 ※基準単価は地域や建物の構造により異なる（15万円前後） 	<ul style="list-style-type: none"> 定員20人、都市部、新設の場合 基本額 約8,000万円 各種加算 病児保育スペース、一時預かりスペースなどの実施に応じて加算 ※既存施設の改修にも補助あり
病児保育事業及び病後児保育事業、学童保育についての基準等	—	<ul style="list-style-type: none"> ・病児等保育加算あり 　入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童等で、かつ、保護者の勤務の都合など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童に対する保育の実施 ・児童保育加算あり 　病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童に対する保育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育加算あり
設置・運営に係る補助金申請等の手続き先	<p>市区町村保育担当部署 ※利用者の各居住市区町村それぞれに給付費を費用請求（給付費＝公定価格－利用者負担額）</p>	都道府県看護（医療）担当部署	公益財団法人 児童育成協会

① 子ども・子育て支援新制度における
事業所内保育事業（市町村認可事業）に対する給付

子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業の概要

- 平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度では、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもを受け入れる事業所内保育施設について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とすることにしています。
- 給付は、利用者の居住地市町村から支給されることとなるため、事業者は、利用者の各居住地市町村から、子ども・子育て支援法第43条に規定する確認を受けた上で、それぞれに費用請求を行う必要があります。



＜事業の申請先＞

市町村（認可権者）

＜主な要件＞

- ・認可基準等の遵守
- ・地域枠の設定
※地域枠の子どもは市町村が利用調整
- ・応諾義務
※利用調整を経た地域枠の子どもの受入義務（地域枠の範囲内）
- ※利用者（従業員、地域住民の子どものいずれも）は、市町村より給付の支給認定を受ける必要がある。
- ※利用者は、原則3歳未満児

＜利点・活用例＞

- ・安定した財政支援
※利用する子どもの数に応じて市町村から費用が支払われる。（義務的経費）
- ・複数企業で共同設置可能
- ・利用者数が減少している施設では、空き定員が活用できる。
- ・院外の保育施設に委託して実施することも可能

事業所内保育事業の認可基準について（主なもの）

		定員20人以上	定員19人以下	
			小規模A型の基準	小規模B型の基準
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所（定員20人以上）の配置基準+1名	保育所（定員20人以上）の配置基準+1名
	資格	保育士 ※看護師、幼稚園教諭等の特例有	保育士 ※保健師又は看護師の特例有（1人まで）	1/2以上が保育士 ※保健師又は看護師の特例有（1人まで） ※保育士以外の者は研修修了が必要
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65m ² ほふく室 1人当たり3.3m ² 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98m ²	0歳・1歳児 1人当たり3.3m ² 2歳児 1人当たり1.98m ²	0歳・1歳児 1人当たり3.3m ² 2歳児 1人当たり1.98m ²
処遇等	給食	自園調理 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 事業所内保育事業は、原則0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)
- ※ 原則0～2歳児までの事業であるが、従業員枠の子どもについては、保護者の希望に応じて柔軟な利用が可能であり、その場合は特例地域型保育給付が支給される。（地域枠の子どもについても、受け入れ先の保育所等に空きがない場合については特例給付による利用が可能）
- ※ 給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。（令和7年度まで）
- ※ 給食の提供に当たっては、事業所に附属して設置する調理施設において調理することも可能。

定員区分	地域枠の定員	定員区分	地域枠の定員	定員区分	地域枠の定員
1名～5名	1名	16名～20名	5名	41名～50名	12名
6名・7名	2名	21名～25名	6名	51名～60名	15名
8名～10名	3名	26名～30名	7名	61名～70名	20名
11名～15名	4名	31名～40名	10名	71名～	20名

※子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業については、自社で雇用する労働者の子どもに加えて、「地域において保育を必要とする子ども（地域枠）」を受け入れることを要件としており、上記は事業所全体の定員規模に対して最低限設定が必要な「地域枠」の規模を示したもの。
なお、上記は、国として示す全国的な基準であり、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることが可能。

子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしています。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

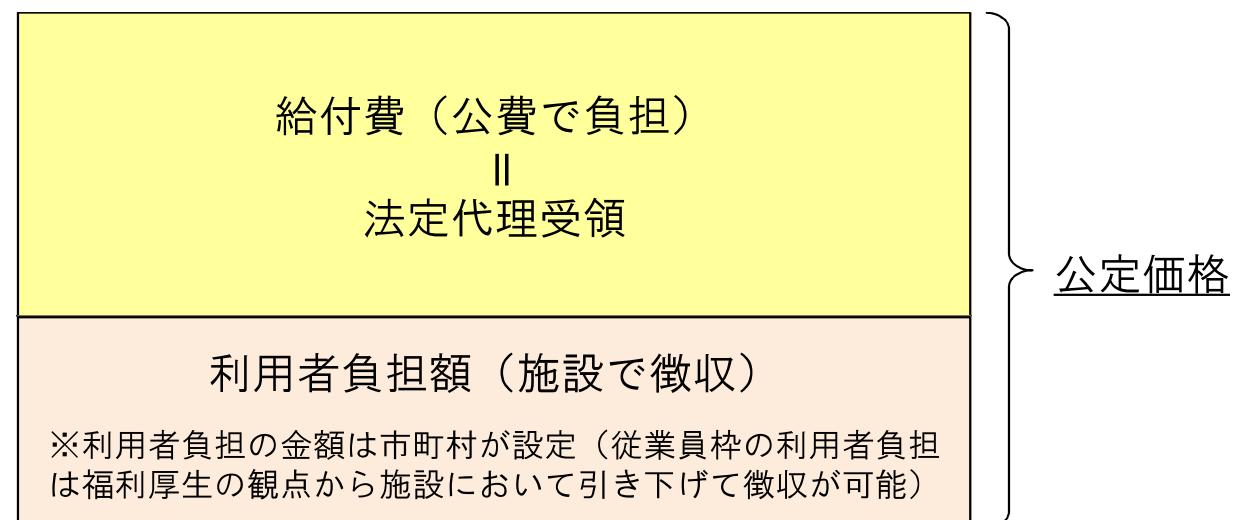
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされます。

（子ども子育て支援法27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。

【イメージ】《施設型給付・地域型保育給付》



②病院内保育所に対する都道府県による補助金

病院内保育所運営・施設整備補助の概要

補助概要

- 子どもを持つ女性医師、看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児に対する保育を行う病院内保育所の運営・施設整備を支援。
- 病院内保育所運営・施設整備補助については、消費税財源を活用して創設された「地域医療介護総合確保基金」における医療従事者の確保に関する事業として各都道府県の基金事業として実施。
- 補助基準については、都道府県が地域の実情に応じて設定が可能であるため、正確な補助内容については、各都道府県の看護担当部門にお問い合わせ願います。
※基準額の増額等を行っている都道府県や、補助制度そのものを設けていない県もあります。
- 次頁以降は、医療提供体制推進事業費補助金及び医療提供体制施設整備交付金として補助していく、当時の補助基準を記載していますので、交付申請をする際の参考としてください。

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

医療従事者の確保に関する事業として、各都道府県の実情に応じた形で病院内保育所の運営・施設整備に対する補助を実施。

参考①：病院内保育所運営事業（平成25年度までの補助基準）

※平成26年度以降は、都道府県が実情に応じて補助基準を設定

医療機関における病院内保育所の運営費の一部を補助する。

【補助基準】

(補助先) 都道府県 ※間接補助先：病院・診療所（自治体立、公的団体立を除く）

(補助率) 2/3(公費)

(補助単価) 180,800円／月（保育士1人当たり）

※別途、実施加算有り

(対象経費) 保育士人件費、委託料（保育士人件費相当分）

(補助区分等) 保育児童数等に応じ、下記区分における補助人数分の入件費を補助

区分	保育児童数	保育料（月額）	保育時間	保育士等数	補助人数
A型特例	1～3人	10,000円以上	8時間以上	2人以上	1人
A型	4人以上	10,000円以上	8時間以上	2人以上	2人
B型	10人以上	10,000円以上	10時間以上	4人以上	4人
B型特例	30人以上	10,000円以上	10時間以上	10人以上	6人

※ 別途、保育料収入相当額の控除や、各医療機関における財政状況等を踏まえた調整を行うことがある。

【実施加算】 各医療機関の院内保育所の運営状況に応じて、実施加算を設定

○24時間保育（加算額）23,410円／日

終日いずれの時間帯においても保育サービスを実施している病院内保育所に対する加算

○緊急一時保育（加算額）20,720円／日

緊急呼び出しにより、家庭で育児を行うことが困難な児童の保育を実施している病院内保育所に対する加算（※24時間保育を実施している病院内保育所は補助対象外）

○休日保育（加算額）11,630円／日

日曜、祝日等においても保育サービスを実施している病院内保育所に対する加算

○病児等保育（加算額）187,560円／月

医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮が必要な児童の保育を実施している病院内保育所に対する加算

○児童保育（加算額）10,670円／日

医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童の保育を実施している病院内保育所に対する加算

参考②：病院内保育所施設整備事業（平成25年度までの補助基準）

※平成26年度以降は、都道府県が実情に応じて補助基準を設定

医療機関において、新たな病院内保育所の設置に必要な新築・増改築等に要する工事費等を補助。

【補助基準】

（補助先）都道府県 ※間接補助：病院・診療所（自治体立を除く）

（調整率）0.33 （基準面積）5m²×収容定員（30人を限度）

（基準単価）以下の区分のとおり

区分	A	B	C	D
鉄筋コンクリート	155,800円	148,300円	140,900円	133,500円
ブロック	136,400円	129,900円	123,400円	116,900円
木造	155,800円	148,300円	140,900円	133,500円

地域区分	
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

補助額モデル例

（都道府県の実情に応じ、調整が行われる可能性がある）

○病院内保育所運営事業

・保育児童数10人、24時間保育を300日実施する場合（※基準額≤対象経費の実支出額の場合）

【計算例】

$$\{ (4\text{人} \times 180,800\text{円}) \times 12\text{月} \} - (24,000\text{円} \times 12\text{月} \times 10\text{人}) + (300\text{日} \times 23,410\text{円}) \} \times 2/3 \text{ (補助率)} = 8,547,000\text{円}$$

基本額 保育料収入相当額控除 実施加算

補助額例

○病院内保育所施設整備事業

基準額

・収容定員30人、東京都、鉄筋コンクリートの新築の場合

【計算例】

$$(5m^2 \times 30\text{人}) \times 155,800\text{円} \times 0.33 \text{ (調整率)} = 7,712,000\text{円} \quad (\ast)$$

基準面積

補助額例

※既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上の場合には、更に調整率がかかる（×0.95）

③企業主導型保育事業等による助成制度

企業主導型保育事業について

事業の目的及び内容

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、企業主導型保育事業を実施していくこととしています。



本事業の主な内容としては、

- ① 多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること
- ② 市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと
- ③ 地域枠も自由に設定できること(利用定員の50%以内)
- ④ 運営費や施設整備については、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格に準じた支援が行われること

など、企業主導型保育事業の特色・メリットを活かした事業展開を図ることができます。

事業の実施者

- 企業主導型保育事業を実施することができるのは、以下の3類型としています。
 - ① 子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が、自ら事業所内保育施設を設置し、企業主導型保育事業を実施する場合
※ 複数企業による共同設置や他企業と共同利用することも可能です。
 - ② 保育事業実施者(保育所等を運営している事業者)が設置した認可外保育施設を、子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が活用する場合
※ 保育事業実施者にあっては、独自財源で認可外保育施設を設置し、本事業(運営費)の助成を受けることも、本事業の施設整備費を活用して、事業を実施することも可能です。
 - ③ 既存の事業所内保育施設の空き定員を、設置者以外の子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が活用する場合

留意事項 1

次に掲げる実施主体や公的助成を受けながら事業を実施している認可外保育施設等は、本事業の助成対象外になりますので、ご注意ください。

- i 國、地方公共団体
- ii 子ども・子育て支援法に基づく確認を受けている施設又は事業者
- iii 『地域医療介護総合確保基金』、『事業所内保育施設設置・運営等支援助成金』の助成を受けている事業
- iv その他、公的助成を受けて実施している事業
- v 申請前5年間で、保育施設の閉鎖命令や、助成の取消し等を受けていないこと。

留意事項 2

企業主導型保育事業の助成を受けた子ども・子育て拠出金を負担している事業主等は、事業の実施に当たり、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行う必要があります。

利用対象者等

- 企業主導型保育事業の実施に当たっては、自社等の従業員が利用する『従業員枠』のみで運営することもできますが、地域の住民等が利用する『地域枠』を設けて運営することも可能であり、利用者がどの枠に該当するかは、以下のとおりになります。

従業員枠

- 事業実施者の従業員の児童
 - 事業実施者と利用枠契約を締結した子ども・子育て拠出金を負担している事業主の従業員の児童
- ※ いずれも非正規労働者を含む(子ども・子育て支援法における保育認定は不要)

地域枠(設定は任意)

- 従業員枠の対象外の児童
(子ども・子育て支援法における保育認定を受けた者の児童等)

※地域枠を設ける場合、総定員の50%以内

※保護者のいずれもが就労要件等を満たすことが必要

企業主導型保育事業の運営・設置基準

	子ども・子育て支援新制度の事業所内保育事業			認可外保育施設 認可外保育施設指導監督基準
	定員20人以上	定員19人以下 (小規模保育事業と同様)	企業主導型保育事業	
職員	職員数 0歳児 3:1 (1・2歳児 6:1) 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置	保育所（定員20人以上）の配置基準+1名以上 最低2人配置	保育所（定員20人以上）の配置基準+1名以上 最低2人配置	0歳児 3:1 (1・2歳児 6:1) 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置
資格	保育士 ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例（1人まで）	保育従事者（1/2以上保育士） ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例（1人まで） ※保育士以外には研修実施	小規模保育事業と同様 ※保育士以外には研修実施（研修予定修了者等を含む）	保育従事者（1/3以上保育士） ※看護師、准看護師でも可 ※1日に保育する乳幼児6人以上施設
設備・面積	保育室等 0・1歳児 乳児室 1.65m ² /人 ほふく室 3.3m ² /人 2歳児以上 保育室又は遊戯室1.98m ² /人	0・1歳児 乳児室又はほふく室3.3m ² /人 2歳児以上 1.98m ² /人	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	保育室 1.65m ² /人 ※0歳児は他年齢の幼児の保育室と別区画
	屋外遊戯場 2歳児以上 3.3m ² /人	2歳児以上 3.3m ² /人	原則、事業所内保育事業と同様	—
待遇等	給食 自園調理 ※公立は外部搬入可（特区） 調理室 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	自園調理（外部搬入可） 調理室 調理員

助成対象のイメージ

助成の内容

【整備費】 定額(施設整備に必要な費用の3／4相当分)

【運営費】 定額(企業の自己負担相当分及び利用者負担相当分を除く部分)

※一人当たり単価に利用人数を乗じた額を基本に助成(使途制限は設けない)

※11時間開所を基本に単価設定(13時間開所の単価も設定。多様な働き方への対応へのインセンティブ付けを行う)

新設の場合

【整備費】及び**【運営費】**の助成を受けることが可能

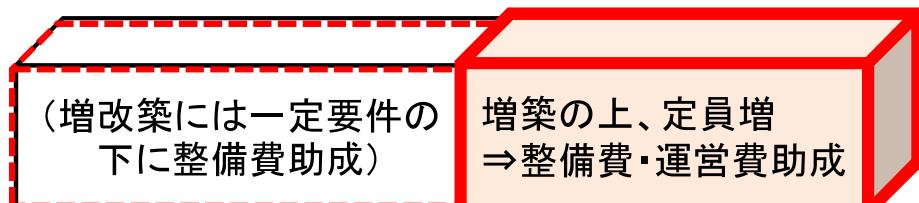
既存の事業所内保育施設の場合

以下の例について、助成の対象

① 定員を増員した場合

- 新規増員分で企業主導型保育事業を実施する場合に増員部分を補助。
- 【整備費】については、一定程度の定員増を図った上で増改築を実施する場合には、既存分を含めた増改築全体に対して助成。

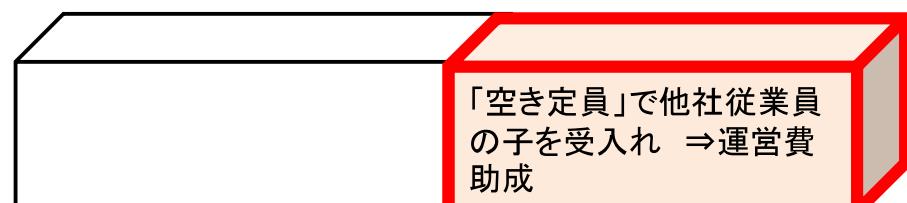
(例)



② 「空き定員」を活用した場合

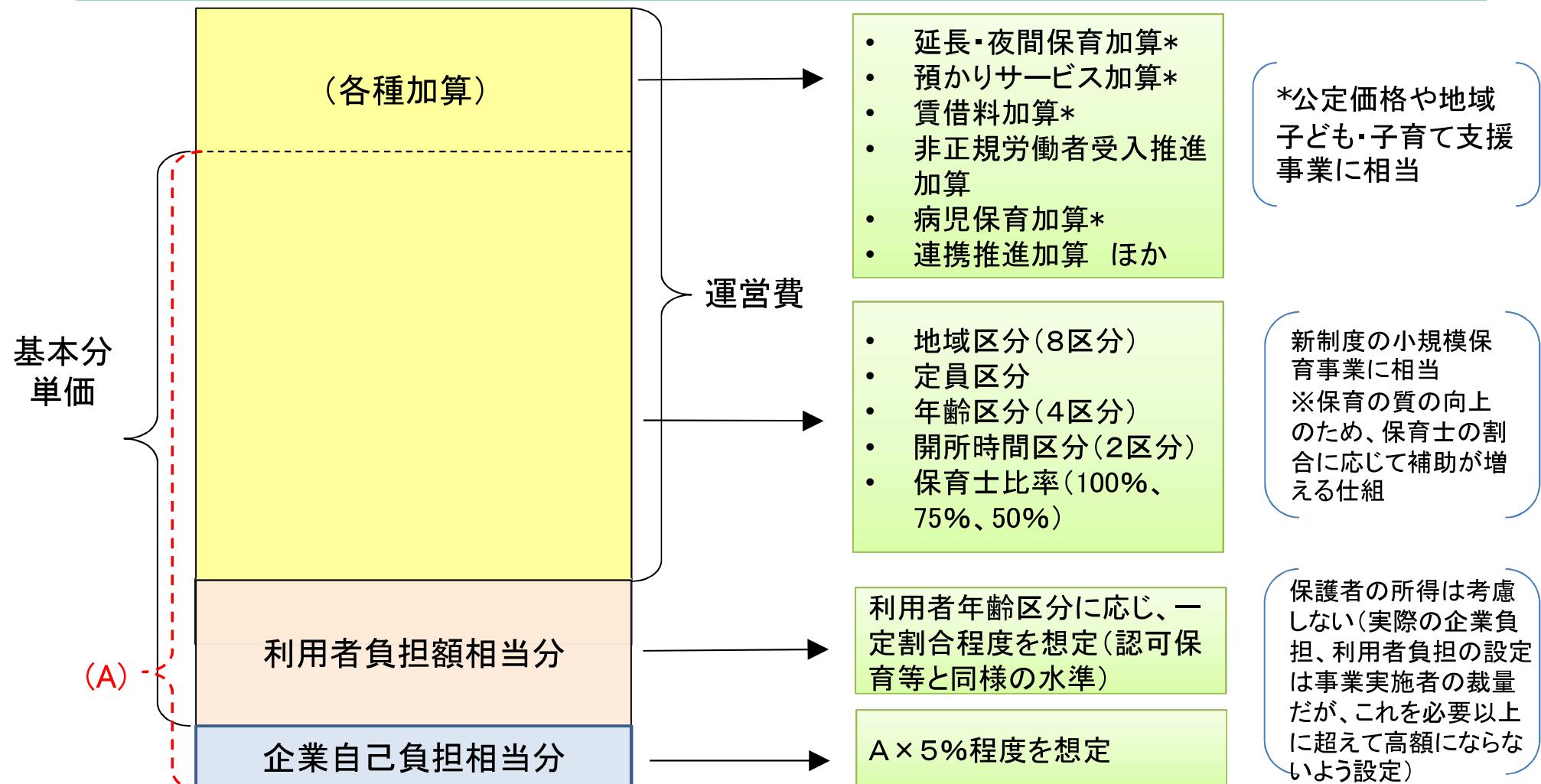
- 自社従業員に使われていない「空き定員」分を活用して他の一般事業主従業員の子ども等を一時的に受け入れた場合に、【運営費】を助成。

(例)



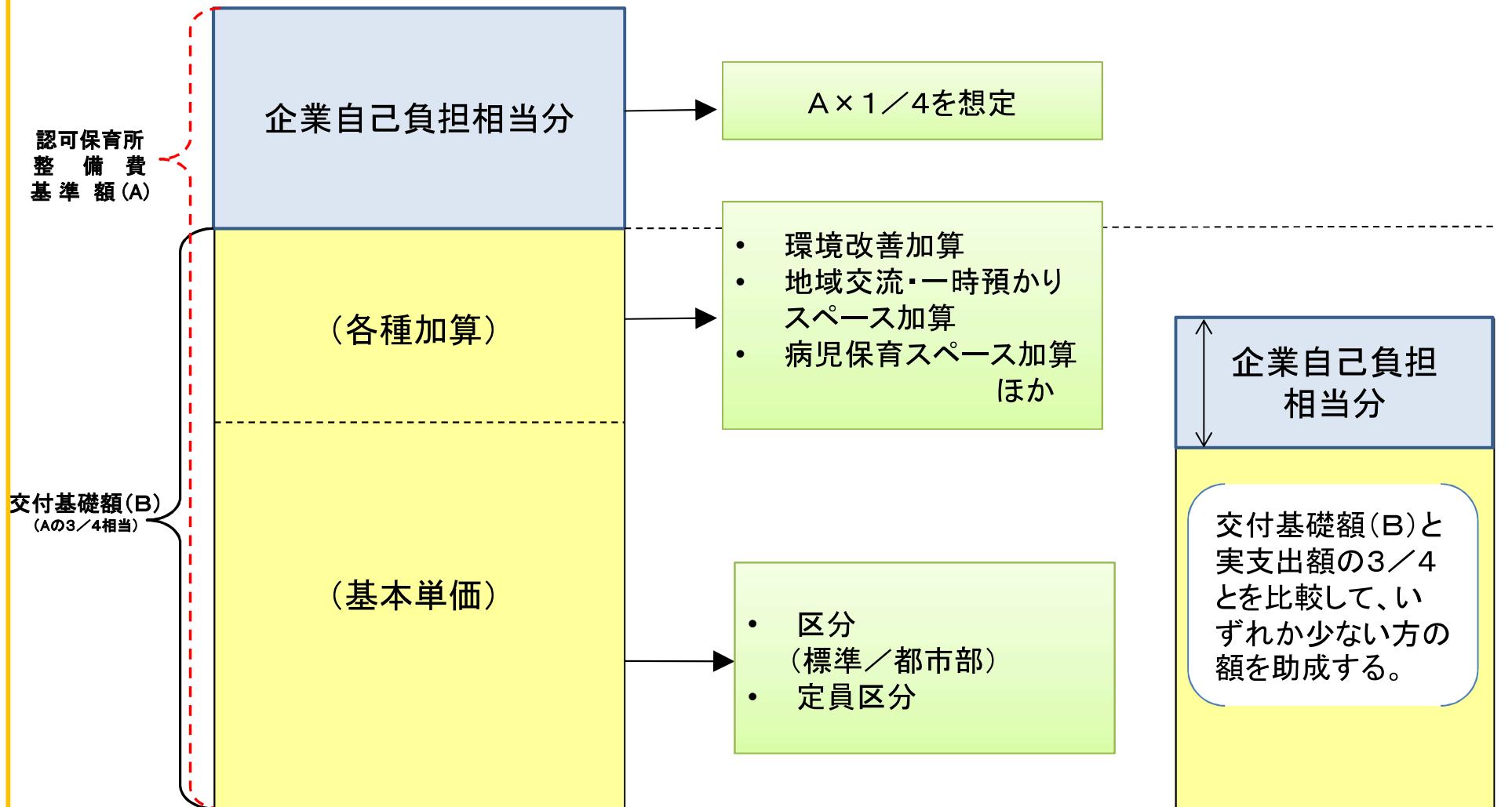
運営費のイメージ

- 運営費の保育単価は、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格をベースに設定。施設型給付と同様、使途制限は設けない。
 - ・ 地域区分、定員区分、年齢区分、開所時間区分、保育士比率区分(100%、75%、50%)を設ける。



整備費のイメージ

- 整備費の助成単価は、認可保育所整備費の単価と同一水準とする。
- 助成単価は定額(3／4相当分)を交付する。



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

【平成30年度予算:3.8億円 → 令和元年度予算額:3.8億円】

多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

<事業内容>

①ベビーシッター派遣事業（利用券発行枚数：令和元年度予算：10.2万枚、平成29年度実績：4.4万枚）

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。（補助額2,200円／1回当たり：多胎児の場合は加算）

②ベビーシッター研修事業（研修回数：令和元年度予算：19回、平成29年度実績：19回）

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

<実施主体>公募団体（独立行政法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人 等）

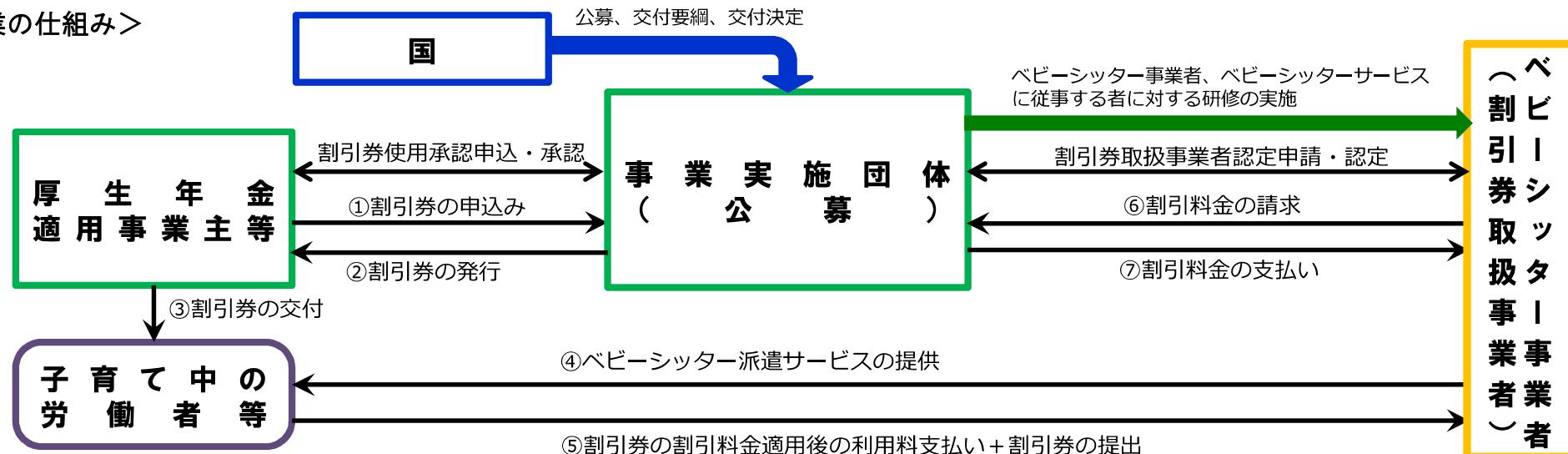
<補助単価>

ベビーシッター派遣事業 事業費：303,748千円 事務費：31,772千円

ベビーシッター研修事業 事業費：25,715千円 事務費：19,380千円

<補助率>定額（10／10相当）

<事業の仕組み>



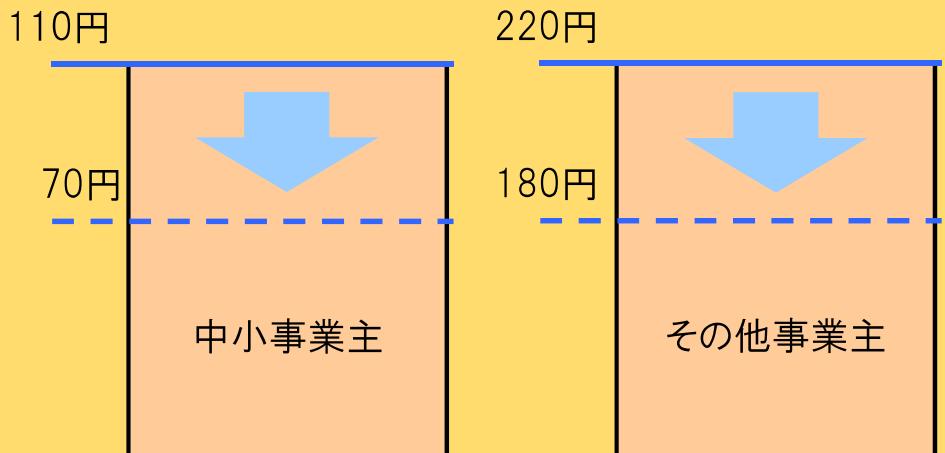
【企業主導型ベビーシッター利用者支援事業】 利便性向上策

事業主が企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を活用しやすくなるよう、令和元年度以降、以下の企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の利便性向上策を講ずる。

○割引券利用企業が負担する割引券利用手数料を軽減する。

- ・中小事業主(従業員1,000人未満)
:5%(110円/枚) ⇒ 3%(70円/枚)
- ・その他事業主
:10%(220円/枚) ⇒ 8%(180円/枚)

«割引券利用手数料(1枚当たり)»



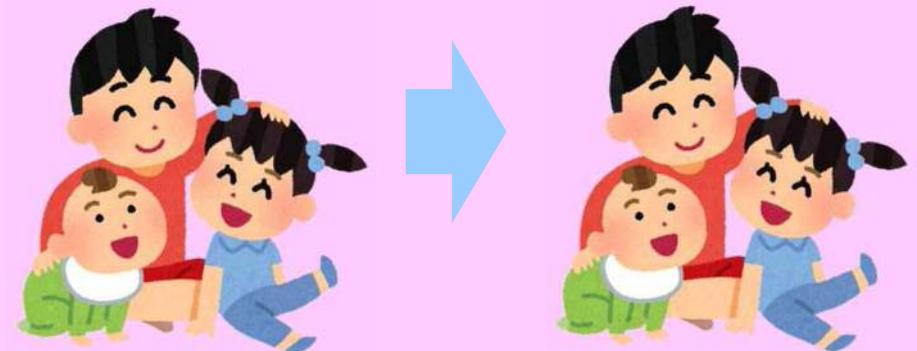
○多子家庭における一日の上限枚数を緩和する。

- ・1日1家庭1枚 ⇒ 1日子ども1人1枚

«1日の利用可能枚数»

3人きょうだいでも1枚

3人きょうだいなら3枚



※1か月の利用上限(1家庭24枚)は変更しない。

○企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の広報・啓発を強化する。

- ・利用に当たっての相談会(申請に係る指導・助言)の開催などを実施する。など